

企業会計基準公開草案第 22 号「持分法に関する会計基準（案）」及び実務対応報告公開草案第 27 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

平成 19 年 12 月 17 日
あずさ監査法人

平成 19 年 11 月 14 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 22 号「持分法に関する会計基準（案）」及び実務対応報告公開草案第 27 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. その他について（公表にあたって その他）

当該実務対応報告適用後 2 年程度を目途に改廃を含めて再度検討を行うものとして時点をあえて定めるまでもなく、将来的にコンバージェンスの進捗による会計基準の設定・改正等の状況を踏まえて、当該実務対応報告の改廃の検討を行うことになると思うが、どうか。

2. 非連結子会社の扱いに関して（実務対応報告 目的）

当該実務対応報告は、持分法会計基準において、持分法を適用する関連会社と非連結子会社について会計処理を統一することとされたことに対するものである。非連結子会社についても当該実務対応報告の範疇であることを、脚注ではなく本文で明示した方がわかりやすいと思うが、どうか。

3. 当面の取扱いについて（実務対応報告）

実務対応報告の当面の取扱いは、監査・保証実務委員会報告第 56 号の取扱いに準じて行うものとされているが、国内子会社に対する当面の取扱いについて、監査・保証実務委員会報告第 56 号の監査上の取扱いを参照するのではなく、ASBJ でその考え方を実務対応報告の中で明確に示す必要があると思われる。

当該実務対応報告では持分法会計基準での取扱いを受けて、持分法を適用する非連結子会社についても会計処理を統一することとされているが、一方で、56 号においては非連結子会社については必ずしも統一を要しないとされている。本実務対応報告の中で、56 号の改正を検討するのが適当とはされているが、56 号を参照するのではなく、実務対応報告の中で、子会社、関連会社に対する当面の取扱いの考え方をすべて明示するようにしていただきたい。

また、その中で、以下の場合、極めて困難な場合に関する取扱いに差異があっても許容されるのか、される場合にはその具体的な内容と理由を定めるべきと思われる。

- ・ 子会社と関連会社に対する扱い
- ・ 国内会社と在外会社に対する扱い
- ・ 年度決算と四半期

その上で、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、56 号の「統一しないことに合理的な理由がある場合」に該当することとされているが、「極めて困難と認められるとき」に該当するかどうかの考え方や具体的な例をもう少し詳しく記載してはどうか。

4. 会計処理の原則及び手続の統一にあたっての重要性の考え方について（実務対応報告「考え方」（3））

重要性の考え方についての記述のうち、「連結財務諸表上の諸数値に基づいて判断されることとなり」と「一般的には、当期純利益が考えられている」との関係が明確になるようにしてほしい。56号のQA3のように、「連結財務諸表上の諸数値に基づいて判断されることとなる。一般的には、当期純利益が考えられている」と記載したほうがいいのではないか。

以上